

## 冤罪・袴田事件の一日も早い再審開始の決定を求める要請書

第二次再審請求（2008年4月25日）を、貴裁判所に提出してから2年余が経過しました。この事件は、捜査段階で45通もの自白調書が作成され、その内の44通が違法な取調べによるものとして、原審でも証拠排除された特異な経緯をたどっています。また、起訴当時、犯行着衣はパジャマであるとした自白に沿う主張がなされていたものが、起訴から約1年後になって、事件直後に捜索が実施されていたはずの味噌タンクの底部から、麻袋に入れられた衣類5点（「5点の衣類」）が発見され、公判途中で、犯行着衣が「パジャマ」から「5点の衣類」に変更されるという異常な経過をたどって死刑判決が確定したものでした。さらに、近年、原一審（確定審）の主任裁判官を務めた熊本典道氏の告白により、事件はあらためて広く国民の注目と関心を集めてもいるところです。

第一次請求の特別抗告審決定は、「5点の衣類」が犯行着衣であり、その「5点の衣類」は袴田さんのものであるとされていました。

第二次再審請求では、5点の衣類の中に入っていた、ズボンの太もものサイズが袴田巖さんがはいていたズボンのサイズよりもはるかに小さく、それが原審控訴審における三度にわたる装着実験において袴田さんがはくことが出来なかった理由であることを明らかにした澤渡千枝・静岡大学教育学部教授の第3鑑定を新証拠として提出しています。すなわち、5点の衣類は袴田さんのものではないのです。

合わせて、弁護団が当初から5点の衣類は警察によるねつ造の疑いが強いと指摘してきた事実を裏付けるために、実際に血痕を付着させた類似の衣類を麻袋に入れて、味噌づけにする実験を行った結果も新証拠として提出されています。これによれば、5点の衣類の発見時の外観や状態はわずか20分で作くりだすことが出来ることが明らかにされています。つまり、衣類に付いた色だけでは、これまでの誤判が指摘していたような長期間味噌につかっていたものとは言えず、味噌色にねつ造することは、きわめて容易だということも証明されたのです。

このように、第二次再審請求で提出された二つの新証拠だけでも、十分に、確定審はもろんのこと、第一次請求審での認定が根底から揺らいでおり、死刑判決の誤りは明白です。よって、貴裁判所におかれては、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に依拠して審理をすすめ、一日も早い再審開始の決定をなされるよう要請します。

201 年 月 日

静岡地方裁判所  
裁判長 原田 保 孝 殿

氏 名	住 所

送り先 420-0037 静岡県静岡市葵区人宿町2-2-2 日本国民救援会静岡県本部